

地方独立行政法人静岡県立病院機構情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が設置する静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院は、「ともにつくる信頼と安心の医療」の実現に向け医療の提供をしている。法人において情報資産を守ることは、県内医療水準の向上を図るためにも、社会的責務を果たすためにも必要不可欠である。

そのため法人は、法人全体の情報セキュリティ意識の向上と根拠を明確化し、情報資産を保護・管理し、情報漏えい等の事故防止を図るために、情報セキュリティポリシーを定めることとした。

情報セキュリティポリシーは、法人が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置する。

この基本方針は、情報セキュリティポリシーにおいて、法人における情報セキュリティ対策の統一かつ基本的な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 情報セキュリティポリシーで使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(2) 情報

法人の医療・管理運営に関わる者が作成し、又は取得した内容が記録された電磁的媒体、紙媒体及びそれに準ずる媒体をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(5) 情報資産

法人にとって、価値を有する情報及び情報システムをいう。

(6) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を認識することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(7) 利用者

法人の情報資産を利用するすべての者をいう。

(8) 脅威

情報資産の価値を失わせる事象をいう。不正アクセス等の意図的脅威、入力ミス等の偶発的脅威、災害時の環境的脅威、人的脅威を指す。

(9) 機密性

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 完全性

情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(11) 可用性

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(12) セキュリティ区画

重要な情報資産を保護する目的で設置された、高いセキュリティが保たれた区画をいう。

(適用範囲)

第3条 この基本方針は、法人の所有するすべての情報資産及び法人の情報資産を利用するすべての者に対して適用するものとする。

(遵守義務)

第4条 利用者は、情報セキュリティの重要性について、共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(対象とする脅威)

第5条 情報資産に対する脅威として、組織内犯罪による社会的信用の失墜、建屋への不正侵入やネットワークへの不正アクセス等による情報資産の盗聴・盗難、職員の作業ミス、機器等の経年劣化によるシステムダウン、自然災害等を想定して、情報セキュリティ対策を実施する。

(情報セキュリティ対策)

第6条 前条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次の情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 情報セキュリティ対策の組織横断的な推進体制を確立する。
- (2) 情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、分類レベルに応じた情報セキュリティ対策を行う。
- (3) 情報資産について物理的な対策を講じる。
- (4) 情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルスからの保護、ネットワーク管理等の技術的な対策を講じる。
- (5) 情報セキュリティに関し利用者が遵守すべき事項を定めるとともに、定期的な情報セキュリティ教育及び啓発などの人的な対策を講じる。
- (6) 情報システムの監視、外部委託時の守秘義務契約締結等の運用的な対策を講じる。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて、情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況・環境の変化などにより、新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより法人の業務運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより法人の業務運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(情報セキュリティに関連する文書体系)

第11条 情報セキュリティに関連する文書体系は別表のとおりとする。

附 則

この基本方針は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

文 書 名		内 容
情報セキュリティ ポリシー	情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針
	情報セキュリティ 対策基準	情報セキュリティ基本方針に基づき情報セキュリティ対策を実施する上での基準
情報セキュリティ実施手順		情報セキュリティ対策を実施するために適宜定める、情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順